

SSKA

東 腎 協

2006年5月28日

No.162

東腎協第34回総会及び NPO東腎協第1回総会議案集

記念講演 「NPOって何だろう？ 当事者の活動に必要なもの」



特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会

事務局・☎170-0005 豊島区南大塚2-42-6 信友大塚ビル6F

郵便振替口座 00150-0-128390 ☎03-3944-4048 FAX03-5940-9556

E-mail info@toujin.jp ホームページ <http://www.normanet.ne.jp/~toujin/>

東京都腎臓病患者連絡協議会第34回総会および NPO法人東京腎臓病協議会第1回総会のご案内

東腎協規約第6条により第34回総会、NPO東腎協定款第24条により、第1回総会を左記のとおり「フィオーレ東京」において開催します。法人化後の最初の総会と同時に、任意団体東腎協の解散式も行いますので、会員・家族のみなさん、ぜひお誘いのうえご参加下さい。

記

日時 2006年5月28日(日) 午前10時開場

次第 東腎協第34回総会、NPO法人東腎協第1回総会(午前10時30分から)

記念講演 (午後2時45分～3時50分)

「NPOって何だろう?当事者の活動に必要なもの」

講師 東京ボランティア・市民活動センター副所長 安藤雄太先生

会場 社会保険会館「フィオーレ東京」 大ホール「ローズルーム」

TEL 03(5292) 6510

*総会は午前10時30分から行われますので、参加者には昼食を用意します。

患者会幹事さんには、ポスターを同封した返信

ハガキで参加人数をお知らせください。

*参加者はこの議案集を必ずご持参ください。

交通

・都営地下鉄大江戸線東新宿駅(A2) 徒歩1分

・JR新宿線、新大久保駅、東京メトロ丸の内線新宿駅から徒歩15～20分
利用できませんので、公共機関でおいでください。

ご案内図



東京都腎臓病患者

連絡協議会

第34回総会・解散式次第

開会あいさつ

会長あいさつ

黙祷

議長団選出

〈議 事〉

・二〇〇五年度活動報告

・ 同 決算報告

・ 同 会計監査報告

功労者顕彰

解散決議

議長団解任

閉会の挨拶

NPO法人東京腎臓病協議会

第1回総会式次第

開会あいさつ

会長あいさつ

来賓あいさつ

祝電・メッセージ紹介

議長団選出

議事録署名人選出

報告事項

・正会員参加人数確認

・総会の成立確認

・注意事項(正会員と傍聴の区別)

審議事項

下段参照

協議事項

閉会あいさつ

審議事項

第一号議案

平成17年度事業報告及び

収支報告

会計監査報告

第二号議案

平成18年度事業計画及び

収支予算

第三号議案

事務局員就業規則、給与規

程及び役員行動費について

第四号議案

役員選出について

二〇〇五（平成17）年度活動報告案

期間 2005年3月1日（NPO法人成立の日）まで

昨年度は東腎協が33年に亘る任意団体としての組織からNPO法人格取得を果たし、社会に貢献する開かれた団体として活動を始めた特別な年度でした。私たちを取り巻く環境はまさに「厳しい」の一言でした。

その渦中にあっても私たちは東腎協発足時の活動の原点であった「命と暮らしを守る」を再確認しつつ、心をついに結集して2005年度の活動を進めてきました。以下報告してまいります。

1. NPO法人（特定非営利活動法人）取得のため、に会員の総意の基、本総会において、承認を得た後、6月の設立総会を経て、「NPO法人東京都腎臓病協議会（略称・NPO東腎協）」として発足し、法人としての事業を開始します。

2003年第31回総会（4/20

開催）でNPO法人取得を検討する方針を示し、承認を得ました。NPO検討委員会を組織し、会議を重ね第51回幹事会（03・9・28）へ上程しました。

2004年第32回総会で会員拡大とともに最重点課題としてNPO法人取得に向けて理解と合意を求めることを方針としました。2004年8月8日には、これまでの検討に基づいて委員長よりNPO設立認証申請書類（案）が出され、10月14日、11月11日、12月19日と生活文化局とさらなる検討を重ねました。

2004年9月26日の第53回幹事会でNPO法人取得にむけた最終確認をしました。2005年3月20日の第54回幹事会で総会提出議案について承認を受け、2005年（H17）4月24日の第33回総会においてNPO法人取得の最終承認を受け、2005年6月26日にはNPO設立総会を無事に開催しました。

その後、NPO法人取得相談に東京都生活文化局へ数回足を運び修正等を行いました。9月18日の第55回幹事会で報告し、2005年10月12日東京都生活文化局へ申請書類提出。2006年1月17日東京都知事認証書到着後、東京法務局へ登記申請、東京都生活文化局へ登記申請完了届けを提出し、2006年2月7日にNPO法人東京都腎臓病協議会として始動しました。

2. 会員減少に歯止めをかけ会員が一丸となり会員拡大と組織率向上のために危機感を持って真剣に努力をします。

東腎協会員全員が会員拡大に熱意を持って活動してきましたが、主に組織対策委員会が中心となって活動をしてきました。

昨年度は、会員拡大を進めていくために次の3つの大きなテーマを掲げ活動を展開しました。

1. 「既存の患者会の会員減少阻止」
2. 「個人会員の皆さんの協力を得る」

3. 「解散した患者会・患者会未組織透析施設への働きかけ」

1. についてはこの5年間のブロック別、患者会別の会員数の増減の傾向が一目見ればわかるような、グラフを作成し、各ブロック長に配布し、減少傾向が続いている患者会に対して、どのようなサポートが必要なのかをブロック会議などで話しあう資料といたしました。また、患者会の要望により、その交流会などで、入会を促す話をさせていただきました。組織率が低迷していることに幹事さんが一人で悩むことがないように地域での患者会の横の連携が非常に大切になってきます。そういう中で、地域腎友会の設立に向けた横の連携がいくつかの区でできたことは会員拡大の面でも大変に喜ばしいことだと思います。

2. については個人会員が同じ施設の患者さんに東腎協への入会をお誘いできるように患者会入会勧誘のお願い文を作成し、送付させていただきました。また、個人会員交流会におきましては組織率向上のための会議という地味な議題であるにも関わらず、組織率低迷に危機感を持った、34名の方にお集まりいただき、大変に貴重なご意見をいただきました。その後、意欲ある個人会員の皆様の紹介で施設訪問の機会を得て、資料の配布などにご尽力をいただきました。

3. については区市町村別の透析施設名簿を作成し、患者会のある施設と無い施設の仕分けを行い、その地域に住む組織対策委員会を中心に常任幹事、幹事さん、会員さんの協力を得て、患者会未組織の透析施設の訪問を行いました。

新しい常任幹事や個人会員交流会などでも、東腎協の存在すら知らないという人が多いとの指摘が寄せられたこともあり、まずは東腎協の存在を知っていただくことが先決なので、可能な限り施設を訪問させていただきました。

東京都において、患者会未組織

透析施設は約240施設ありますが、その内72施設を訪問させていただき入会のしおり等を施設に置いていただくよう、また患者会設立にご協力いただけるようお願いに回りました。

すぐにその成果が出るものではないと思いますが、地域の多くの会員の皆様の協力を得て、地道で粘り強い活動を続けていけば実りあるものとなっていくと思いますので、今後とも会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

**3. 社会保障・社会福祉
持のた高い透析医療の維持のための全国的運動は
全腎協をはじめとする関係団体と連携して活動していきます。**

国会請願署名運動

私たちが集めた努力の結晶である第34次国会請願署名数は東腎協で35,739人を集めました。全腎協全体では110万人を超えました。募金はJPCと合わせて2,800,087円でした。署名請願行動日は、05年3月24日で11人が参加し、多数の衆参両院議員に手渡してきました。JPC分は34、

436人でした。なお5月29日はJPCの総会で全難連と統一組織を結成して「日本難病・疾病団体協議会」となりました。その翌日30日に国会請願行動を行い東腎協からは8人が参加しました。

ともに、今回の解散で、審議未了となりました。会員の皆様ご協力いただいたのに残念です。

第35次国会請願（2005年度後期の運動）については全腎協の署名数は36,096人でした。日難病（前JPC）は34,400人で、募金額は全体で2,771,251円でした。請願行動日は3月23日で東腎協からは9人が参加しました。事前に会長が3月14日に18人の議員に紹介議員になっていただくようお願いに回りました。

障害者自立支援法反対運動

私たちは5月12日、「日本障害者協議会「障害者自立支援法」を考えるみんなのフォーラム」で日比谷公会堂、日比谷野外音楽堂に手分けして8人が参加し、また、6月16日は雨の中、「障害者自立支援法案」反対国会前座り込みに15人が参加しました。

7月5日は東京都来年度予算案請願行動で出席できませんでしたが、

全国から1万1000人が緊急大行動アピールに集合しました。7月22日には参議院厚生労働委員25人に宛てて、障害者自立支援法反対要望書をメールやファックスで送信しました。これには、福島瑞穂衆議院議員、小池晃参議院議員から返信メールが届きました。私たちの反対行動にもかかわらず10月14日参議院本会議で可決され、10月31日衆議院本会議でも与党自民・公明の賛成多数により、施行日が1月1日から4月1日になっただけの内容で可決しました。これにより応能負担から応益負担へと改悪され、弱者である障害者・透析者にとっては大変重い法律によって支援が左右されることになりました。

診療報酬改定反対運動

全腎協とともに二年に一度の診療報酬改定による透析医療費の引き下げに反対して、全腎協が参加している「国民医療推進協議会」の緊急に依頼された「国民皆保険を守る署名運動」にも常任幹事が中心になって協力しました。全腎協独自の医療制度改革反対の「安心して透析を受けられる医療制度改革を求める請願書」署名にもい

つもの国会請願署名で手一杯だったのですが、会員全体で協力しました。集めた人数は13,231筆でした。この2月23日には請願行動に協力して会長はじめ9人が国会議員を回って、お願いしました。

しかしながら、夜間・休日加算の廃止は3000点に引き下げですみましたが、エリスロポエチン製剤の包括化は阻止できませんでした。包括化されたことで、人工腎臓の点数は1960点から2250点になりましたが、3000単位週3回の使用の場合は赤字になるので、貧血改善がされない患者が出る恐れがあります。また、医学管理料が2460点から2305点に下がりました。検査の種類・回数に影響が出るのではないかと危惧されます。

この反対運動も会員へはがき運動を呼びかけての実施、2月2日には寒風の中、厚労省前座り込み16人が参加、中医協（中央医療協議会）委員15人に宛てて、要望書のメール、ファックス送信などがなりましたが、左記の結果でした。

全腎協新潟大会への参加

新潟コンベンションセンター

「朱鷺（とき）メッセ」で、開催されました。5月21日の午後には第27回通常総会が開かれました。

同日朱鷺メッセで「臓器移植推進フォーラム」が開催され、河野太郎議員が中心になってまとめた臓器移植法改正案の説明をしました。21日の夕べには交流会が開催され、長く透析医療に携わっている信楽病院の平沢由平先生が透析医療の歴史と、更正医療の適用とエリスロポエチンの製剤化成功とが大きな朗報で、「全腎協」・「ゼンジンきょう」誌上の記事が役立ったと挨拶されました。

翌22日には大会に全国から1470人が集まりました。東腎協からは会長はじめ9人が参加しました。分科会は5つでフォーラムシアターは欠席しましたが各分科会に手分けして出席し、各々報告書を出しました。分科会のテーマは①長期透析患者の合併症の予防と対策について②腎不全の治療法について③CAPDと腎臓移植④透析患者のメンタルケアについて⑤腎臓病患者の社会保障を考える⑥最近の医療制度の動向⑦魅力のある患者会を目指してというものでした。

関東ブロック会議への参加

夏の関東ブロック会議は7月9～10日に長野の公立学校共済組合あさぎ温泉保養所「みやま荘」で開催されました。東腎協からは会長はじめ5人が参加しました。

第1日目の9日には全体会議で各県活動報告と討議①組織問題②災害対策③通院問題④都県の予算・自立支援法⑤医療問題と記念撮影・夕食は交流会形式でした。第2日目は討議のまとめと長野県透析医会長・相澤病院院長の相澤孝夫先生による「DPC（診断群分類）とDPCによる包括評価（疾病別の医療費定額制）」の講演があり、今後の医療費問題に一石を投じる有意義な時間を持ちました。

冬の関東ブロック会議は12月3～4日に埼玉の「プラザホテル浦和」で開催されました。東腎協からは会長はじめ4人が参加しました。第1日目はやはり各都県の活動報告から始まりました。次に提案議事の討議に進み、①障害者自立支援法に対する取組みについて、各都県が発表しました。行政に対するH、18年度のマル障、マル福（県の障害者助成制度名称）の継続の確認は群馬、東京が取っていた。

ました。②は事務局体制についてでした。第2日目は議題の③として透析患者と特別養護老人ホーム対策について④関東ブロック会議のあり方についてでした。最後に研修会が行われ、「医療制度改革の取組みについて」と題して、全腎協副会長の栗原さんが講師を担当しました。

全腎協課題別会議

05年7月2～3日に大阪のホテル阪急エクスポパークで、開催されました。東腎協からは2人が参加しました。①「患者運動と社会保障制度」というテーマでした。②は「これからの社会保障を考える」というテーマでした。①と②は平行して、同時に開催されたので、2人がそれぞれ手分けして参加しました。

通院送迎交流会

05年11月5～6日に大森東急インで開催されました。東腎協からは1人が参加しました。第1日目は「福祉有償送迎ガイドライン」と「自家用車両による送迎サービスの今後」と題して東京ハンディキャブの阿部司さんが講師でした。分科会は二つでしたが1人なので第2分科会「有償移送の課題を考え

る」に参加しました。講師は東腎協患者会で移送サービスを行っている「NPOすずらん会」の事務局長伊藤さんでした。2日目は最初が「介護保険による移送サービス」、休憩後、「要介護患者の移送（通院保証）は誰が担うのか」と題してのパネルディスカッションでした。パネリストは4人全員講演の講師を担当した女性で構成されていました。

総会・理事会の参加

（社）全腎協は、執行部である理事会提案議事を討議して事業計画を決めるために年3回の総会を開催しています。正社員の榊原会長と藤原副会長が理事として参加しています。また、理事会は年12回の開催です。

4. 33年間の東腎協活動の原点と成果を踏まえ、これを土台として組織を維持・発展させ、活動の継続を計り、よって社会的責任を果たし社会に貢献することを目指していきます。

東腎協は東京都を四つのブロックに分けて、きめ細かい活動に取

り組んできました。それぞれのブロックで行政との交渉、地域腎友会の設立に取り組み、未組織施設訪問、透析への理解促進等を進めてきました。

北部ブロック

北部ブロックでは、平成17（2005）年度も小野常任幹事がブロック長となりました。担当常任幹事は昨年の4名から、6名へと増えました。第1回目の活動は8月28日に田町の東京都障害者福祉会館にて「幹事交流会」を開催し、21名が参加しました。東腎協最重要課題である会員拡大に向けた取り組みについて、活動予定の説明など活発な意見交換が行われました。

下期の活動である臓器移植キャンペーンは、上野公園で東部ブロックとの共催となりました。北部からは12人の参加でした。

本年度は会員拡大に重点を置いた活動でした。未組織施設訪問も活発に実施しました。一人でも多くの透析患者に会員になって頂く様に、北部ブロックの会員の皆様にご協力をお願いします。

東部ブロック

昨年度東部ブロックは8月28日（日）に新小岩社会教育会館にお

いて第1回目幹事交流会を開催いたしました。議題は、3つでした。障害者自立支援法について、医療保険制度等の補足説明、東京都区部災害時透析ネットワーク設立でした。後は組織率向上のために各患者会の現状報告をし、常任幹事全員と幹事が連絡して未加入施設訪問を実施すると決まりました。参加患者会15、参加人数27人でした。

下期の活動は10月2日（日）に上野恩賜公園で第25回臓器移植推進キャンペーンを北部ブロックとともに実施しました。当日は、朝から天候に恵まれ、午前8時ころより常任幹事、東京都福祉保健局医療政策部疾病対策課矢島様の協力で準備から入り、東京都福祉保健局疾病対策課田原課長到着後、挨拶をいただき、定刻の午後1時よりノベルティ配布をしましたが、残暑厳しく参加者の安全を考えて予定配布数まで1,000個を残し終了しました。終わりに戸倉副会長の挨拶、記念撮影を行い、無事に終了いたしました。

参加者：東京都3人、全腎協3人、東腎協役員12人、会員東部28人、北部12人、多摩部11人、中南部11人その他6人、計75人

中南部ブロック

中南部ブロックの活動は6月26日のNPO設立総会の午前中に東腎協事務所において20人の参加で幹事交流会を開催しました。ブロック長が木下副会長から久保常任幹事に変わり、最初の会合で、午後のNPO設立総会に備えて、昼食弁当を配布しました。上期においては木下副会長が未組織施設訪問を実施してきました。また、10月2日には、臓器移植推進キャンペーンの一環として、中南部は東腎協が日本移植者協議会に共催して行う銀座パレードに参加しました。

組織率向上のための幹事会は後期に開催を予定していましたが、通知の遅れで開催できませんでした。未組織施設の訪問は引き続き

活発に行っていました。

多摩ブロック

多摩ブロック活動は、一昨年度・昨年度のブロック長ともに任期途中で退任せざるを得なくなり、活動の継続性が少ない中で、9月4日(日)武蔵野市民会館で今年度最初のブロック幹事交流会を開催しました。当日の出席者は幹事19名、常任幹事4名、合計23名でした。最初に各患者会の実情等、特に指定せず、全員に発言してもらい、その後それぞれの発言に対して自由討論を行いました。

各患者会から出された内容では、役員のみならず手がない、新しい患者さんは患者会に対して全く関心がない、東腎協・全腎協に入ってもメリットがないなど、東腎協第一の活動目標の会員拡大が難しい発言が相次ぎました。

その対策やその後の各患者会の活動を検討するための、2回目の幹事交流会を開催する予定でしたが、諸般の事情により、開催することが出来なくなり、まことに申し訳ないと思っております。

しかし、ブロックの吉田常任幹事や、特に他のブロックの常任幹事である菊地、吉澤岡常任幹事が

精力的に多摩部のほとんどの未組織施設を訪問し、東腎協のPRや入会案内・患者会設立のお願いをすることが出来たのは、今後の会員拡大の布石になったと思います。現実には、その後個人会員の申込みもあり、また、新しい患者会も設立され、成果として出てきたことは、大きな前進といえます。

5・腎臓病の知識の普及や予防・啓蒙活動を積極的にい行い透析患者の減少に寄与したいと望みます。

この方針項目実現のために、東腎協は今年度で18回目になる「腎臓病を考える都民の集い」を開催してきました。'06(H・18)年2月7日にNPO法人認証を受けましたので、2月26日に開催した第18回腎臓病を考える都民の集い」はNPO東腎協としての'05(H・17)年度2/7・3/31の事業報告書において報告いたします。

啓蒙活動の一環として、NPO米ニケーションが行ってきた中野区立武蔵台小学校5年生総合学習における田植え・稲刈り・収穫祭

に昨年度は低たんぱく米「春陽」を使用したので、NPO東腎協となつてからの大切なパートナーであるNPO米ニケーションとともに会長はじめ3人が参加してきました。小学生に透析患者の体験を話す機会もあり、幼い子供の心に腎不全の印象が残ったことは意義深いことでした。

6・「腎臓移植」をより普及・推進する運動を全腎協や臓移植と連携して強力に進めます。

臓移植の熱心な依頼に応え、国会における移植法改正上程にあわせて5月8日の銀座パレードに、東腎協からも榊原会長をはじめ24人が参加しました。歌手である山川豊さんの協力も得て、また、青山学院のプラスチックバンドに先導していただき、通行の人々にアツピールしました。

10月2日には全腎協の第25回臓器移植普及推進全国街頭キャンペーンと同日に、上野恩賜公園と数寄屋橋公園でノベルティ配布をし、東京都福祉保健局疾病対策課田原課長の挨拶をいただきました。また、臓移植を取り組んだ「10

・2移植推進銀座街頭活動実行委員会」に参加して、銀座通りを青山学院のプラスチックバンドの先導で他団体とともにパレードしました。東腎協参加者は上野・銀座合わせて114人でした。

また、臓移植が所属しているNPO日本移植者協議会主催の第14回全国移植者スポーツ大会の共催団体として運営手伝いに、移植推進のため、会長はじめ5人が参加しました。

7・都立病院として存続している都立病院に「腎不全センター」の設置を、公社化後民営化される病院の「腎不全センター」の維持を強く要望していきます。

8・透析患者の拠り所となつている心身障害者医療費助成制度と東京都医療費助成制度を堅持することの約束を要望します。

7・8、について東腎協役員一丸となつて取り組んできましたが、その中心は行政委員会でした。'05年度は三位一体改革の現実化

により、東京都各局、各区市町村の行政当局への働きかけが大変重要な活動になる方向性が鮮明になってきた年度になりました。

そのことを強く認識した上で行政委員会は、今年度、福祉保健局の疾病対策課、障害福祉部保健政策課、病院経営本部、総務局（人事課、防災対策課）、産業労働局就業推進課、教育庁など関連する各部、各課とより良いコミュニケーション作りを目標として活動を展開してきました。

また、東京都特殊疾病対策協議会の座長を務められている杏林大学学長長澤俊彦先生をはじめ、主に腎不全対策関係の先生方との交流、情報交換を通して我々患者の実情や要望を直接聞いていただく機会を持てたことは、成果の一つと言えると思います。

例年通り、6月から準備を進め、レクチャーもしつかり行い、7月5日丸一日かけ、10人の常任幹事が参加して平成18年度東京都予算に対する要請活動を行いました。重点項目として強く要望した項目は、①マル障、マル都の堅持、継続②糖尿病性腎症からの透析導入防止のため、知識普及や予防・

管理体制の強化③地震など災害時透析医療ネットワークの確立④腎臓移植体制を強化、特に献腎移植の普及です。

以上5局に対し、全33項目の要請を行いました。7.の腎不全センターについては大久保病院の公社化に続く民営化により、少し弱まったかと思える東京都の腎不全医療施策を継続させるためにも都立駒込病院に腎不全センターの設置を検討していただくよう強く要請しました。

8.の最重要項目については、継続するとの心強い回答をいただきました。要請項目は活動報告の最後に記載しました。

10月には、都議会各党の予算ヒアリングに参加、今年は各党の都合により、2日間に分かれて行われました。10月13日は、公明党と共産党、10月18日は、自民党、民主党、生活者ネットワークでした。各党とも与えられた時間が少ないため重点項目に限り要請を行いました。特に、今回に要請の議員に要望、お願いを申し上げたことは「一度是非、我々透析患者を受けている現場を視察して欲しい」という一点でした。まだ、実現させ

た党はありませんが、このことは是非、実現させるべく努力を続けるつもりです。

今年は、少しずつ努力を重ねて来たことが、良い方向に向い、各党の議員先生との交流が深まり、透析医療や福祉施策への理解も進み、より具体的要望を話し合える環境が整いつつあることは少し明るい材料と言えるかも知れません。野党の先生方は勿論のこと、与党自民党の何人かの先生方と良好な関係を持てるようになったことは、心強いできごとと言えます。

これからは、行政への積極的働きかけと結束した力での要請活動を進めていかなければなりません。が、やはり最終的には政治を動かすしか本場に我々が望む「命と暮らしを守る」や「安心して受けられる透析医療」そして「QOLの向上」などを得ることはできないのではないのでしょうか。

東腎協の大きな課題（テーマ）として皆で議論していきましよう。要請項目の3番目に挙げられている災害対策については主に災害対策委員会が活動してきました。

今期の災害対策委員会の活動は、4月24日に開催した第33回総会に

おいて、「東京に大地震・そのとき透析医療は」―新潟中越地震に学ぶ―と題してパネルディスカッションを持ち、行政、医療サイド、新潟地震体験患者、災害対策委員長が有意義なディスカッションを交わしました。

その後8月には多摩部の腎疾患治療医療災害対策委員会の先例に学び東京都区部災害時透析医療ネットワークが設立されました。各医療施設の協調の基に着実な歩みをされており、我々透析者には安心を与えていただいています。

都予算要請においても、「災害時における透析医療活動マニユアル」の改訂を今年度中に完了するとの回答を得ました。透析患者用の透析医療機器の備蓄等も要請しました。

また、個別には、災害時の危機管理展でも紹介されました低タンパク米（春陽）「取り扱い会社有」エコ・ライス新潟」が災害時には透析患者の体調管理には、カリウム上昇、塩分多量の防止になり、また、長期保存が可能であり、災害時備蓄救済食としては非常に良い点を学びました。

直下型地震の際の支援として海

上即ち支援船構想が浮上しており、陸、空、海での患者輸送、資材輸送が進んでいる様子です。

また、各委員が交替で機関誌「東腎協」にレポートを記載し、会員の方々への災害に対しての心構えを述べさせていただきます。

9. 会員やその家族の相談に対応し、会員の自立を支援していきます。

事務所においては主に電話による相談を受け付け、他にメールによる相談、来局しての相談にも回答しています。今年度は組織率向上に専念のために患者会サポート委員会が解散したので、相談件数は記録されませんでした。切実な相談としては、家族から長期に入院できない必要介護透析患者の入院先の相談等があり長期療養病床群のある透析病院を救っていました。H・18年度の医療制度改革大綱によつて長期療養病床群が大幅に削減されるので必要介護透析患者で通院できない患者は切実に困るのではないのでしょうか。

自立については「東腎協」No159誌上「青年部通信」で9月の障害者雇用促進月間のハローワー

クの面接会の記事等を掲載しました。また就職を斡旋する業者もありますので、希望者にはその紹介等も行なってきました。

10. 東難連や障都連・都職労など要望の一致する他の団体と連携して医療と福祉を守る運動を進めます。

NPO東難連には田中常任幹事（理事）が東難連理事長として参加して、中心になって東腎協との連携をとっています。東難連の予算要請にも榎原会長が参加して東腎協からの要請を述べています。東難連は難病患者団体としての長年の努力に対し、保健文化賞の表彰を受けました。

障都連とは05年度に厚労省により自立支援法が提示されましたが、障害者自立阻害法と皮肉られるほど、障害者の批判を浴びるものだったために、東京都障害者連絡協議会の他の団体と東腎協も加わって有志による「障害者自立支援法案改善運動の中間まとめと新たな展開をめざす緊急フォーラム」を8月10日に開催し、東京都予算要請においても、自立支援法が成立

した場合に備え、1項目を要請しました。また、現在も、会長が東京フォーラム実行委員会に参加しています。

東京・無年金障害者をなくす会は田中常任幹事が代表で参加していましたが、体調不良のために12月からは木下副会長も参加することになりました。

学生無年金裁判は2月22日の広島高裁における逆転敗訴により、東京、新潟、広島と地方裁判所においての厳しく国の責任を断罪した司法の判断はひっくり返され、既に東京、新潟では最高裁に移っています。すべての学生無年金障害者の原告に障害基礎年金の支給が行われるよう、支援していく必要があります。精神障害者の裁判でも地裁では「初診日要件の拡張解釈の必要がある」と判決されました。今高裁に移っています。

「よいものいじめの第三・四種郵便廃止反対連絡会」に加入してきましたところ、郵政公社化にあたり廃止が心配されていたが、存続が決定し、さらに低料第三種郵便物制度も存続が決まり、連絡会の目的を達しました。

「東京の保健・衛生・医療の充

実を求める連絡会」からは運営委員会のニュースが送られてきて、都立病院の統合廃止について情報を得ています。

「腎臓サポート協会」とは、代表の松村満美子さんに今回も「第18回腎臓病を考える都民の集い」の司会を担当していただき、ホームページもリンクをしています。保存期の患者の相談については紹介しています。

11. 機関誌「東腎協」の定期発行を守り、内容の充実を計り、好まれる会報を目指します。またその間に必要とされる情報タイムリーに「東腎協ニュース」で伝えていきます。

編集委員会では昨年3月発行のNo157号「議案集」に始まり年4回、表紙カラー（表紙、裏表紙など4頁）・A4判・中身24・28ページの機関誌の定期発行の継続を守っています。

No158（5月号）～No160の会報表紙は初代「東腎協」編集長、加藤茂氏による、絵手紙の技法を用いた季節感あふれる絵を用

いて、好評でした。No161からは「財」東京都公園協会提供で都立公園の季節にあった写真を使用させていただくことになりました。No158の表紙2「表紙の裏」には東腎協活動の様子を、多くのカラーナップで紹介し、活動に参加できなかった会員にも雰囲気を感じていただけたらと思います。

「特集」では特にNo161号の「透析回避にむけた腎臓再生医療の最先端」横尾隆先生が希望の持てる明るい内容として好評でした。また、同じ161号の裏表紙には毎年1月号の恒例になった「30年透析会員のお名前」を掲載し顕彰しました。

機関誌作成作業は、毎号発行ごとに事前に内容や頁立てなどの打ちあわせ会を何度も開き、掲載内容を決めてから、原稿の依頼や執筆、レイアウト作成など、原稿を印刷会社に持ち込む（入稿）までに多くの作業を編集委員で行っています。刷り上った初稿は、校正を3回繰り返し、誤字等を少なく読みやすい誌面にできるよう努力しています。

これからも一人一人の会員のお

手元に届く、東腎協と会員との唯一の絆である機関誌を、読みやすく、ニーズにあったものにしていくよう努力していきます。また、双方の会報を目指すべく会員皆様のご意見や投稿をお待ちしています。「なかまの便り」を活発な頁にしていきたいと思います。

「東腎協ニュース」は行政の大きな改悪が続いたため、ニュースではなく、それぞれ直接幹事さんあてにお知らせ文書を送付しました。最近、送ったのは残念なことですが、診療報酬引き下げ点数の揭示用文書です。

12. 青年部の育成・成長を求め、青年層の充実により、後継者の育成と世代交代を目指します。

平成17年7月30日（土）、31日（日）芝弥生会館で第19回全腎協関東ブロック青年交流会in東京を開催いたしました。参加都道府県は、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、山梨、長野でした。

1日目第1部の講演では、東京慈恵会医科大学の横尾隆医師に「透析にむけた腎臓再生医療の最先端」と題してクローン腎臓作製

の可能性について講演していただきました。

第2部では、各県の活動報告をしていただきました。各県とも参加者を集めることに苦労しているとのことでした。また、各県とも青年層の人数が少ないという共通点があるため、これからは近県との合同開催を行うことを検討してみてもとの案も出しました。

平成17年8月27日（土）、28日（日）大森東急インで全腎協青年交流研修会に東京から2人参加しました。内容は、各チームに分かれて身近な透析を題材に演劇をつくりました。身近な透析を題材にした演劇は、違う視点から見られてとても良かったと思います。

毎月1回青年部幹事を対象に奉賀相談役を講師に迎え、勉強会を行いました。勉強会の内容としては、透析医療は勿論のこと各種年金、健康保険、更生医療制度、障害者自立支援法、診療報酬、通院送迎、NPO法人などさまざまな分野で勉強することができました。

13. 各腎友会での行事や活動により会員の「QOL」の向上を計り、透析施設およびスタッフとの信頼関係の増進に努め、より有意義な透析生活を目指します。

東腎協役員が手分けして、各患者会の総会や勉強会に参加して、施設における透析医療の質の向上を計り、有意義な透析生活を送るよう努めています。

清湘会グループ、愛和会グループ、新小岩クリニック友の会、町屋駅前クリニック腎友会、東京綾瀬腎クリニック腎友会、織本病院腎友会など、また、西徳州会病院の患者会「安信会」設立のための訪問など、行ってきました。今後もご要望、お知らせがあれば日時をあわせて、参加してまいります。

また、会組織の無い個人会員のQOLの向上については10月16日に東京都難病・相談支援センター会議室で交流会を開催して、34名の出席者により、組織率向上と、NPO法人格取得の議題につき話し合いました。組織の拡大と法人格化は東腎協を強め、私たち透析

患者のQOL向上の基礎になる条件であることから、患者会結成やNPO化後の東腎協運営に向けても、熱心に討議いただきました。

14. 各地域での腎友会や移送サービス団体の位置づけを検討していきます

例年の地域腎友会交流会を11月6日に第8回として東京都障害者福祉会館において、開催しました。参加者は5団体14人の他、会員・常任幹事37人で合計51人でした。各地域腎友会の活動報告にはじまり、地域腎友会の設立の必要性を行政の権限委譲から捉え、会員が身近なサービスを受けるためには、その区市に居住している東腎協会員が自分たちで、設立活動をするという点で討議を深めました。

練馬区に事務所があるNPO腎臓病患者連絡協議会すずらん会の移送サービスについては10月20日に実際の活動を会長と事務局長と全腎協送迎団体担当が見学に出かけました。現場を見なければ通院送迎の現状は把握できないことを認識させられました。

15. 東京都予算への要望・要請は執行部で充分議論し、実現を目指し重点的に且つ、継続的に取り組んでいきます

（各局別要請項目は後日提示しますが活動方針（事業計画書）に添って作成いたします）

2005年度の活動方針議案書ではこのように記載されていますが、行政委員会報告にもあるとおり7月5日左記の要請項目を東京都各局にお願いたしました。なお、回答については各患者会幹事にダイジェスト版を第55回幹事会において配布いたしました。

2006年度都庁予算要請項目

腎臓病の研究、予防、治療から社会復帰まで含めた腎疾患総合対策の確立のため以下の項目を要請いたします。

〈福祉保健局〉

1. 心身障害者医療費助成制度を堅持、継続し、老人保健法に準拠して、患者負担の見直しを検討してください。

2. 東京都医療費助成制度の継続

を堅持してください。

3. 地震などの災害時における透析施設間ネットワーク化や通院の確保、緊急時透析治療体制を早急に確立してください。

4. 糖尿病性腎症からの透析患者を増やさないため、糖尿病性腎症の知識普及や予防・管理体制を強化推進してください。

5. 4の要望を達成するために当会が、継続して開催している「腎臓病を考える都民の集算化」を東京都の共催として予算化してください。

6. 慢性腎炎患者からの透析導入への移行を少なくするために知識や予防管理体制を強化、推進してください。

7. 乳幼児をはじめとする児童、学生、勤労者、家庭婦人、自営業者などに対する検尿を完全実施し、慢性腎炎の疑いのある人に治療費の公費負担をしてください。

8. 心身障害者福祉手当制度を堅持し、新規65歳以上の障害者も対象にしてください。

9. 腎臓移植体制を強化し、特に献腎移植の普及のため、毎年東京都と共催している当会移

植推進活動に対する予算化をしてください。

10. 臓器移植推進のため、臓器移植コーディネーターの増員を実現してください。

11. 患者本位の治療に努め、透析施設内における感染防止等、医療事故、災害対策の行政指導を徹底してください。

12. 日曜日、夜間の病変、救急緊急時に対応できる透析施設を確保してください。

13. 島しょにおける透析は、専門の医師、看護師、臨床工学士などの医療スタッフの確保を図るとともに、診療内容を充実して、緊急時に対応できる透析施設のある都立病院を指定してください。

14. 介護保険改正により、予防重視型に変化しても、要介護透析患者や合併症を持った透析患者の医療体制を充実させてください。

15. 介護保険制度で透析患者の移送サービスを実施できるよう国に要望してください。

16. 透析医療スタッフの増員確保をしてください。

17. 老人医療センター内に高齢者

腎不全センターを設置してください。

18. 「福祉のまちづくり」計画がより確実に進むよう予算化してください。

19. 障害者、難病患者に対する民営バスの無料乗車券の発行を要望してください。

20. 公社化後の大久保病院については、腎不全センターの機能を維持してください。

21. 東京都特殊疾病対策協議会移植医療推進部会、腎不全対策分科会に当事者である患者会代表を加えてください。

22. 国会で審議中の「障害者自立支援法」案が施行される場合、障害者負担増の負担軽減を含め、東京都独自の福祉施策で支援してください。

1. 腎医療を東京都の重点医療として位置付けし、すべての都立病院で透析患者の重篤な合併症の治療を実施してください。

＜病院経営本部＞

2. 都立駒込病院に、腎不全センターを設置してください。
多摩広域基幹病院として再編が予定されている都立府中病

院については、透析室を拡充し、多摩地域の腎不全センターとしてください。

4. 感染防止、医療事故防止の指導を強化して下さい。

5. 患者本位の治療の徹底を指導してください。

6. 看護師や臨床工学士などの医療スタッフを確保してください。

1. 腎機能障害者の雇用促進を東京都労働局に働きかけて下さい。

1. 東京都職員の障害者雇用率のアップと人工透析患者を東京都職員に採用して下さい。

＜総務局＞

2. 地震災害に備え近隣県との「透析ネットワーク」を構築し「患者移送体制」と「緊急時透析治療体制」を早急に確立して下さい。

1. 学校検尿による腎臓病の早期発見と予防、管理を徹底して下さい。

＜教育庁＞

2. 若年性生活習慣病の予防の啓発を更に強化して下さい。

その他の活動

1. 第33回総会

昨年4月24日に千代田区の「総評会館」で255名を集めて開催されました。会議冒頭に黙祷をさされました。参議院議員小池晃様

はじめ、都議会議員山加美様、初鹿明博様、大山とも子様、東京都福祉保健局疾病対策課田原なるみ課長、NPO日本移植者協議会理事長大久保道方様、(社)全腎協会会長代理中村和子様に来席賜りました。

全議案が承認されました。NPO成立の後はH17・18年度事業計画書・予算書で進むことも承認されました。また、'06年度最大の活動目標である組織率向上の活動については一致して、心に刻みましました。NPO設立総会開催の承認も受け、いよいよ法人格取得に向けて、活動が本格化しました。

人事面では榊原会長が会員の期待のもとに留任し、副会長は木下常任幹事と戸倉常任幹事が新たに担当し、また、事務局長に小関事務局長が就任しました。

第2部においては、パネルディスカッションとして「東京に大地震・そのとき東京は!!」―新潟中

越地震に学ぶ―と題して、杏林大学長長澤俊彦先生を座長に卓越したリードでディスカッションし、大変有意義な時間となりました。

2. 第54・55回幹事会

・学習交流会の開催

第54回幹事会は3月20日午後から東京都障害者福祉会館で開催し、82名の出席でした。議題は第33回総会への提案議案で、拍手で承認されました。第55回幹事会は'05年9月18日に東京労働会館「ラパスホール」において、開催しました。出席人数は83人でした。全議案が承認され、午後の学習交流会はパネルディスカッションとして「正会員になることは?」―正会員の役割―という題のものでした。

3. 常任幹事会・相談役会
上期は3月の第294回から7月の第298回までの開催でした。下期は9月の第299回から'06年1月の第303回までで、午前中からは3回ありました。活動方針の実現のために討議を重ねてきました。

相談役会は3回の予定でしたが、2回しか開催できませんでした。歴史を良く伝える有意義な会議心がけました。

二〇〇五年度主な活動記録

2005年3月

- 1 全腎協編集座談会出席
6 第294回常任幹事会開催
7 「ぜんじんきょう」No208
発送

製薬協政策セミナー出席

- 13 NPO検討委員会
20 第54回幹事会開催

国会請願署名行動

- 24 学生無年金東京高裁判決傍聴
25 青年部勉強会 関東ブロック
26 青年交流会実行委員会

- 28 2004年度会計監査
30 東京大気汚染公害裁判勝利を
めざす実行委員会来局

2005年4月

- 3 新小岩クリニック友の会総会
出席

- 7 声の会報「ぜんじんきょう」
ダビリン、NPO新潟米ニケ
ーション豊水さん来局

- 10 編集委員会、第295回常任

幹事会開催

- 12 東京都各所管行政・各会派へ
総会議案集持参

- 23 青年部勉強会
第33回総会開催

- 30 三役会、江東区腎臓病を考
える会と面談

2005年5月

- 1 新常任幹事説明会
6 「ぜんじんきょう」No209
発送

- 7 青年部勉強会

- 8 臓器移植推進街頭活動：銀座
パレード・数寄屋橋公園でカ
ード配布、江東区腎友会渡辺

- 12 真一さんと面談

- 15 J.D日本障害者協議会「障害
者自立支援法を考えるみんな
のフォーラム」出席

- 14 三役会

- 15 拡大編集委員会、第296回
常任幹事会開催

- 20 東京都身体障害者団体連絡協

議会出现

- 21 22全腎協新潟大会出席
26 北里看護大学岡先生を実態調
査の件で訪問

- 29 三役会

- 30 J.P.C国会請願行動

2005年6月

- 3 平成6年度東京都予算要請日
程調整・要請文都庁へ持参及
び都議会自民党、都議会民主
党、都議会共産党訪問大山先
生面会

- 4 組織対策委員会、常任幹事勉
強会

- 5 東難連総会出席

- 7 エコライズ田植え協力（中野
区立武蔵台小学校）

- 10 事務局会議、災害対策委員会
青年部勉強会、東京綾瀬腎ク
リニク腎友会総会参加

- 11 第297回常任幹事会

- 12 会員拡大施設訪問

- 14 「障害者自立支援法案・東京

集会」打ち合わせ会議

- 16 「障害者自立支援法案」国会
座り込み
19 2006年度都庁予算要請レ
クチャー

- 20 2006年度都庁予算要請都
庁各局訪問

- 26 中南部幹事交流会

- 27 NPO設立総会

- 29 会員拡大施設訪問
会員拡大施設訪問

2005年7月

- 2 3全腎協課題別会議 大阪
都庁予算要請行動

- 5 集英社「健康百科」取材
6 「ぜんじんきょう」No210
発送

- 7 損保ジャパン助成金贈呈式出
席

- 障害者自立支援法・東京集会
相談会

- 9 10 関東B長野大会参加
11 障害者自立支援法・東京集会
青年部勉強会

- 16 第298回常任幹事会

- 17 池袋防災館見学

- 23 ブロック長、組織対策委員会
28 日本移植者協議会と打ち合わ
せ

柳相談役計報

30 29
31 関東B青年交流会 in 東京
開催

2005年8月

- 2 東京都部災害ネットワーク
設立講演参加
- 6 ブロック長・組織対策委員会
1都3県組織対策委員会
- 7 「障害者自立支援法案」改善
運動の中間まとめと新たな展
開をめざす緊急フォーラム
- 11 NPO認証申請に生活文化局
訪問
- 13 三役会、編集委員会
- 20 青年部勉強会
- 21 清湘会系患者会合同勉強会参
加
- 23 東京都障害者団体連絡協議会
有志障害者自立支援法対応集
会
- 25 東京都福祉保健局へ日移協鈴
木会長と訪問
- 27 28 全腎協青年交流会 in 東
京
- 28 北部ブロック幹事会
東部ブロック幹事会
NPO推進委員会
- 30 臓移連と銀座バレード実行委
員会

会員拡大施設訪問

2005年9月

- 4 多摩ブロック幹事会
柳原健腎会勉強会
「ぜんじんきょう」No211
発送
- 7 第39回東京都障害者スポーツ
の集い参加
- 8 「10月2日移植推進銀座街頭
活動」実行委員会記者会見出
席
- 11 第299回常任幹事会
- 14 腎臓病サポート協会総会・レ
セプション出席
- 15 全腎協組織対策委員会出席
第55回幹事会開催
- 18 NPO推進委員会
- 24 青年部勉強会
- 25 全国移植者スポーツ大会参加
相談役会
- 27 NPO認証申請相談のために
都庁生活文化局へ
特別養護老人ホーム大井苑施
設開設の件で来局
- 移植推進銀座街頭活動実行委
員会
- 2005年10月
- 三役会

第25回臓器移植推進キャンペ
ーン、10・2移植推進銀座街
頭活動

- 3 NPO米ニケーションと共に
中野区武蔵台小学校の田んぼ
の田植えから収穫まで及び低
たんばく米についての食育教
育に参加
- 4 とうきょうフォーラム「今だ
から語り合おう！障害者施策
の明日を」に参加
- 8 都議会ヒアリングレクチャー
第300回常任幹事会
- 9 「腎臓とともに」参加
- 11 第2回全腎協組織対策委員会
会員拡大施設訪問
- 13 東京都議会各会派来年度予算
ヒアリング公明党、共産党
- 15 青年部勉強会
- 16 会員拡大施設訪問
個人会員交流会
- 18 関東ブロック災害対策委員会
東京都議会各会派来年度予算
ヒアリング自民党・民主党・
生活者ネットワーク
- 19 NPO日本移植者協議会臓器
移植法改正についての会議及
び勉強会
- 20 危機管理産業展NPO米ニケ
ン

1 ション展示見学

- 2 東京都部東部ブロック（江
戸川、江東、墨田）災害時透
析医療ネットワーク発足式出
席、会員拡大施設訪問
- 22 23 全腎協総会出席
- 23 愛和腎友会病院系列グループ
勉強会出席
- 24 会員拡大施設訪問
- 26 会員拡大施設訪問
- 27 会員拡大施設訪問
- 28 会員拡大施設訪問
- 2005年11月
- 1 会員拡大施設訪問
- 2 会員拡大施設訪問
- 4 地域腎友会交流会議事次第第
5回 第5回全腎協通院介護支
援事業交流会
- 5 組織拡大委員会
- 6 地域腎友会交流会
- 10 都庁福祉保健局に「第18回腎
臓病を考える都民の集い」共
催願いで訪問 会員拡大施設
訪問
- 11 「ぜんじんきょう」No212
発送
- 12 青年部勉強会（池袋防災館）
会員拡大施設訪問

- 13 編集委員会
15 第301回常任幹事会
18 会員拡大施設訪問
20 武蔵台小学校収養祭参加
22 栃木県腎臓病患者友の会講演会挨拶、三多摩腎疾患対策治療会祝賀会出席
23 会員拡大施設訪問
23 東難連保健文化賞受賞報告会出席
- 2005年12月
- 3 国民皆保険制度を守る国民集会参加
3 関東ブロック埼玉会議参加
4 NPO腎臓病早期発見支援機構記念式典参加
5 東京都障害者フエステイバル製薬協フォーラム出席
6 東京フォーラム実行委員会
8 会員拡大施設訪問
10 第302回常任幹事会
18 会員拡大施設訪問
21 会員拡大施設訪問
22 会員拡大施設訪問
24 会員拡大施設訪問
- 2006年1月
- 4 東京都行政各局へ新年挨拶
5 東京都議会各会派へ新年挨拶

- 6 会員拡大施設訪問
9 会員拡大施設訪問
11 「ぜんじんきょう」No.213
12 会員拡大施設訪問
14 全腎協組織対策推進委員会
15 青年部勉強会
16 葛飾区地域腎友会発足会議
16 高橋相談役1/13逝去の連絡
28 第303常任幹事会
30 会員拡大施設訪問
31 泉山元会長逝去の報
O 登記書類提出
- 2006年2月
- 2 診療報酬引き下げ反対厚労省前座り込み
4 震災対策展・自然災害対策技術展
4 障害者自立支援法講習会
4 会員拡大施設訪問
5 三役会
6 豊島法務局にて東腎協NPO法人登記完了
11 青年部勉強会
12 都民集会(石原都政を考える)参加
12 災害時医療支援船構想報告会



臓器移植推進街頭活動・銀座 (2005.5.8)



2005年東京都予算要望 (2005.6.20)

- 13 講演会
18 厚労省記者クラブヒアリング
18 三役会
19 会員拡大施設訪問
23 NPO東腎協第1回理事會
26 医療制度改革国会請願
26 第18回腎臓病を考える都民の集い開催
28 埼玉腎臓病友の会青年部講演会
28 ラジオ日本「懸SHWOタイ」収録



「障害者自立支援法」を考えるみんなのフォーラム (2005.5.12)



第33回総会 (2005. 4. 24)



第33回総会 (2005. 4. 24)



関東B青年交流会 in 東京 (2005. 7. 30~31)



NPO 設立総会 (2005. 6. 26)



臓器移植キャンペーン (東部・北部) (2005. 10. 2)



第55回幹事会 (2005. 9. 18)



第18回腎臓病を考える都民の集い (2006. 2. 26)



医療制度改革国会講談 (2006. 2. 23)

2005年度収支計算書

自2005年3月1日～至2006年2月6日

I. 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
1.会費収入	35,100,000	34,210,100	-889,900	上期6, 095 下期6, 144
2.寄付金収入	730,000	627,010	-102,990	北里大学、扶桑薬品、日本腎臓財団、ご遺族
3.募金収入	2,700,000	2,759,051	59,051	
4.協賛金収入	100,000	782,800	682,800	パクスター、エルビス、エコ・ライズ
5.事業収入	1,692,000	1,752,965	60,965	
①会報等頒布収入	0	0	0	
②広告収入	1,512,000	1,631,000	119,000	機関誌『東腎協』広告掲載料
③物品販売収入	100,000	55,700	-44,300	全腎協取り扱い品還元金他
④資料印刷代収入	80,000	66,265	-13,735	
6.預金利子	1,200	1,653	453	
7.雑収入	20,000	884,366	864,366	損保ジャパン、エルビス他パンフ送料
8.源泉預り金、前受け金	0	-18,661	-18,661	
合 計(A)	40,343,200	40,999,284	656,084	
前期繰越収支差額	25,291,588	25,224,095	67,493	
収入合計(B)	65,634,788	66,223,379	588,591	

Ⅱ. 支出の部(1)

(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
事業費				
1. 腎疾患対策事業費	2,248,700	481,010	1,767,690	全腎協納付金、都民の集いポスター代
2. 腎移植推進事業費	630,000	469,453	160,547	臓器移植推進キャンペーン費用
3. 交流事業費	866,000	64,779	801,221	ブロック交流会、学習、地域、個人交流会
4. 青年部事業費	400,000	112,263	287,737	交流会補助、勉強会
5. 会報発行事業費	4,583,000	4,313,413	269,587	会報発行費用
①印刷費	3,000,000	3,032,715	-32,715	7,600部印刷代
②編集費	253,000	228,785	24,215	
③送達費	1,330,000	1,051,913	278,087	『ぜんじんきょう』、『東腎協』送達費
6. 組織対策事業費	600,000	142,136	457,864	
7. 災害対策事業費	50,000	75,975	-25,975	関ブロ災害対策、災害手帳発送
8. メディア事業費	253,000	151,158	101,842	
①インターネット・HP維持費	240,000	139,413	100,587	アルファメール
②声の会報	13,000	11,745	1,255	カセットテープ
9. 会議費	3,062,000	2,494,273	567,727	
①総会費	1,500,000	1,679,461	-179,461	
②役員会費	700,000	420,362	279,638	幹事会・常任幹事会交通費、会場費
③全腎協関係費	542,000	212,380	329,620	全腎協大会・関東ブロック補助
④その他会議費	320,000	182,070	137,930	各委員会
10. 事業分担金	11,843,000	10,866,368	976,632	
①全腎協分担金支出	11,700,000	10,725,000	975,000	6, 126人精算
②東離連分担金支出	130,000	126,000	4,000	
③その他の分担金支出	13,000	15,368	-2,368	障害者団体定期刊行物協会、都政新聞
11. 事業行動費	974,000	488,220	485,780	役員行動費
12. 物品購入費	100,000	0	100,000	
13. 実態調査費	610,000	738,680	-128,680	2,000部印刷代
事業費合計	26,219,700	20,397,728	5,821,972	
管理費				
1. 人件費	9,250,500	8,202,674	1,047,826	
①給料	6,045,000	5,642,000	403,000	専従3名給料
②退職積立金	403,000	0	403,000	専従2名
③アルバイト料	2,342,500	2,116,100	226,400	3名
④保険料	145,000	158,354	-13,354	傷害保険料、労災保険
⑤通勤交通費	315,000	286,220	28,780	専従3名
2. 管理経費	7,200,000	7,159,300	40,700	
①事務所管理費	4,137,588	3,792,789	344,799	家賃、公益費
②光熱費・水道料金	340,000	283,198	56,802	電気・水道代、
③通信費	950,000	1,452,485	-502,485	ヤマト便、電話、切手、はがき代
④備品費	580,000	680,756	-100,756	印刷機、コピー機、パソコンリース代
⑤事務用品費	242,412	250,990	-8,578	パソコンカラーインク、感熱紙他
⑥新聞図書費	100,000	97,500	2,500	都政新報、新日本法規出版
⑦印刷料	700,000	417,401	282,599	封筒、印刷用紙
⑧保険料	10,000	7,590	2,410	火災保険
⑨雑費	140,000	190,330	-50,330	吊花、マット交換、ゴミ券他
3. 予備費	100,000	0	100,000	
4. 源泉預り支出金	0	-13,793	13,793	
管理費合計	16,450,500	15,361,974	1,088,526	
支出合計(C)	42,670,200	35,759,702	6,910,498	
収支差額(A)-(C)	-2,327,000	5,239,582	2,918,143	
次期繰越収支差額(B)-(C)	22,964,588	30,463,677	7,499,089	

正味財産増減計算書

自2005年3月1日～至2006年2月6日

(単位 円)

科 目	金 額	
増加の部		
資産増加額		
当期収支差額	5,239,582	
什器備品購入額	26,650	
負債減少額		
その他負債減少額	161	161
増加額合計		5,506,243
減少の部		
資産減少額		
固定資産除却額	819,585	819,585
負債増加額		
その他負債増加額	-18,661	-18,661
減少額合計		800,924
当期正味財産増加額		4,705,319
前期繰越正味財産額		30,060,659
期末正味財産合計額		34,765,978

貸借対照表

2006年2月6日現在

(単位 円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	30,463,677	
流動資産合計		30,463,677
2 固定資産		
退職給与積立預金	2,030,000	
什器備品	2,773,440	
保証金	1,515,600	
固定資産合計		6,319,040
資 産 合 計		36,782,717
II 負債の部		
1 流動負債		
前受け金	52,200	
源泉預り金	-65,461	
流動負債合計		-13,261
2 固定負債		
退職給与積立金	2,030,000	
固定負債合計		2,030,000
負 債 合 計		2,016,739
3 正味財産の部		
正味財産		34,765,978
負債及び正味財産合計		36,782,717

財 産 目 録

2006年2月6日現在

	科 目	金 額		
資産の部	1. 流動資産			
	現金預金			
	現金	181,885		
	郵便振替	15,758,810		
	普通預金(東京三菱銀行)	7,022,982		
	定期預金(東京三菱銀行)	7,500,000		
	流動資産合計		30,463,677	
	2. 固定資産			
	退職給与積立金 (南大塚郵便局)	2,030,000		
	什器備品	2,773,440		
負債の部	保証金	1,515,600		
	固定資産合計		6,319,040	
	資 産 合 計			36,782,717
	1. 流動負債			
	前受金	52,200		
	源泉預り金	-65,461		
	流動負債合計		-13,261	
	2. 固定負債			
	退職給与積立金	2,030,000		
	固定負債合計		2,030,000	
	負 債 合 計			2,016,739
	正 味 財 産			34,765,978

備 品 等 一 覧

2006年3月31日現在

(単位 円)

購入日	品名	金額	備考
1995.2.28	シュレッダー リコ-2211PT	103,000	
1999.1.20	NEC製 ファクシミリ	257,250	
	リコ-製 印刷機	697,000	60ヶ月リース
2000.1.17	SHARP液晶カラーモニター	131,040	
2001.9.10	オートコレクター UC1000	249,950	
2002.7.26	リコ-製複写機 Neo2	623,700	60ヶ月リース
2004.6.30	NEC-17型液晶モニター	445,000	60ヶ月リース
2005.11.20	NEC-17型液晶モニター	266,500	60ヶ月リース
	保証金		
	信友大塚ビル6階事務所 25.26坪	1,515,600	

2005年度会計監査報告書

私たち監査は、東京都腎臓病患者連絡協議会の2005年度の収支報告書、すなわち現金、銀行預金、元帳、現金出納帳等について監査し、その結果、すべての経理処理手続きは公正、妥当と認められました。

2006年4月7日

会計監査

篠原 栄一 

同

大場 邦子 

特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京腎臓病協議会という略称をNPO東腎協という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区南大塚2丁目42番6号信友大塚ビル6階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、腎臓病に関する正しい知識の普及と予防を図るための事業及び腎臓病患者の医療体制の充実と福祉の向上を図るための政策提言等の事業を行い、もって市民の健康ならびに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動

(2) 前号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 腎臓病に関する知識の普及と予防等を促進する事業

(2) 腎臓病患者の自立を支援するための相談事業

(3) 腎臓病患者の医療体制の充実と福祉の向上を図る事業

(4) 関連する他団体との協同事業

(5) 福祉移送相談・推進事業

(6) 腎臓病患者の食事療法に資する事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した議決権を有する個人

(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した議決権を有しない個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項のものに入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そ宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又

は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の提出金品は、返還しない。

第3章 役員・その他

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上35人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人以上4人以内を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含

まれることになつてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総

会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができ。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(相談役)

第20条 この法人に、相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、理事会に対して意見を述べることができる。

3 相談役は、本会に功勞のあった者のうちから理事会推薦により会長が委嘱する。

第4章 会 議

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権限)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属

- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日(の少なくとも5日前までに)通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席があれば開会することはできない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

- 第31条 理事会は、理事をもつて

構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事

項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その

議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第28条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月

31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができ、

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にはやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金、借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定による
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、

て、会長がこれを定める。

別表 設立当初の役員

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 - 2 この法人の設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。
 - 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から19年5月末日までとする。
 - 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から18年3月31日までとする。
 - 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 - 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員
 - ・年額5、400円
 - (2) 一般会員年額
 - ・年額5、400円
 - (3) 賛助会員
 - ・個人 年額5、000円
 - ・団体 年額10、000円
- 円／1口以上

役職名	氏 名
会 長	榊原 靖夫
副 会 長	木下 久吉
〃	戸倉 振一
〃	藤原 実
理 事	小関 盛通
〃	木村 妙子
〃	井上 寧枝
〃	阿部 敏弘
〃	安保 敏夫
〃	石井 虎二
〃	石山久美子
〃	押山 大作
〃	小野 協子
〃	軽部 和之
〃	菊地 貞夫
〃	黒田 文夫
〃	久保 正業
〃	小林 敬
〃	澤田 載子
〃	田中 助成
〃	東野 榮夫
〃	蛭田 範博
〃	古木 直之
〃	吉澤 正雄
〃	吉田 芳子
〃	石橋 幸夫
〃	須賀 春美
監 事	篠原 榮一
監 事	森 義昭

17年度 事業報告書

成立の日から 18年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会

1 事業の成果

平成17年度は、成立の日から年度末まで1ヵ月余りでしたが、「腎臓病を考える都民の集い」を開催し、東京都の共催、東京都医師会、日本腎臓学会、日本透析医学会はじめ他数の後援をいただき、参加一般市民に腎臓病に関する知識と予防等を促進することができた。また、ホームページを開設したことから一般市民不特定多数に情報を発信できるようになった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内 容	実 施 日 時	実 施 場 所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
腎臓病に関する知識の普及と予防等を促進する事業	「腎臓病を考える都民の集い」を開催し、広く一般市民に腎臓病の早期発見早期治療を啓蒙した。	2月26日	千代田区(総評会館)	22人	当日会場入場者177人	1,233
	機関誌発行	3月	事務局	3人	一般市民7300人	116
	ホームページを開設し、活動内容を紹介し、腎臓病の意識啓蒙を図った。	通 年	事務局	7人	一般市民不特定多数	69
	一般市民に腎臓病に関する知識の普及と予防を促進するため、対話のできる学習交流会を開催する。	3月	事務局 千代田区(総評会館)	10人	一般市民30人	21
腎臓病患者の自立を支援するための事業	腎臓病に関する医療・社会保障制度の相談業務を行った。	成立の日から随時	事務局	3人	一般市民10人	0
関連する他団体との協同事業	全腎協に協力金を出し、葛飾区地域腎友会へ協力金を出し、無年金障害者をなくす会へ協力金を出した。	成立の日から随時	都内及び事務局	2人	一般市民不特定多数	1,231

(2) その他の事業

事業名	事 業 内 容	実 施 日 時	実 施 場 所	従事者の人数	支出額(千円)
広告掲載事業	17年度は、その他の事業は、行いませんでした。				

平成17年度特定非営利活動に係わる会計収支計算書

成立の日から 18年 3月 31日まで

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

(単位:円)

科 目		金 額	
(収支の部)			
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
会費収入	999,900		
賛助会員会費	0	999,900	
2 事業収入	0	0	
3 寄附金収入			
寄附金	788,761		
募金収入	12,200	800,961	
4 その他の収入			
利息収入	35,891		
資料印刷代	3,300		
任意団体からの繰越金	30,463,677		
源泉前受け預かり金	18,540	30,521,408	
5 その他の事業会計からの繰入	0	0	
当期収入合計(A)			32,322,269
II 支出の部			
1 事業費			
(1) 腎臓病に関する知識の普及と予防等を促進する事業費	1,483,657		
(2) 腎臓病患者の自立を支援するための相談事業費	30,000		
(3) 関連する他団体との協同事業費	1,201,800	2,715,457	
2 管理費			
給料手当	1,102,110		
退職金積立金	438,000		
保険料	91,610		
事務局家賃	689,598		
什器費備品費	194,238		
光熱水費	52,328		
消耗品	47,284		
通信運搬費	105,220		
印刷費	12,989		
会議費	83,010		
租税公課	1,500		
事務局運営費	26,000		
旅費交通費	130,205		
源泉預り支出金	0	2,974,092	
3 予備費	0	0	
当期支出合計			5,689,549
支出合計			5,689,549
当期収支差額			26,632,720
次期繰越収支差額			26,632,720

17年度特定非営利活動に係る事業 会計貸借対照表

18年 3月 31日現在

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	26,632,720	
未収入金	0	
流 動 資 産 合 計		26,632,720
2 固定資産		
退職給与積立預金	2,468,000	
什器備品	2,773,440	
保証金	15,156,000	
固 定 資 産 合 計		33,389,760
資 産 合 計		60,022,480
II 負債の部		
1 流動負債		
前受金	0	
源泉預り金	18,540	
流 動 負 債 合 計		18,540
2 固定負債		
退職給与積立	2,468,000	
固 定 負 債 合 計		2,468,000
負 債 合 計		2,486,540
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		0
当期正味財産増減額	57,535,940	
正味財産合計		57,535,940
負債及び正味財産合計		60,022,480

17年度特定非営利活動に係わる会計財産目録

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

(単位:円)

科 目		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	159,727		
郵便振替	14,408,630		
普通預金(東京三菱UFJ銀行)	4,564,363		
定期預金(東京三菱UFJ銀行)	7,500,000		
流動資産合計		26,632,720	
2 固定資産			
退職金給与積立預金(南大塚郵便局)	2,468,000		
什器備品	2,773,440		
保証金	1,515,600		
固定資産合計		6,757,040	
資産合計			33,389,760
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	5,279		
流動負債合計		5,279	
2 固定負債			
退職給与積立金	24,433,000		
固定負債合計		2,433,000	
負債合計			2,438,279
正味財産			30,951,481

監査報告書

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

会 長 榊原 靖夫 殿

2006年2月7日から2006年3月31日までの監査を行った結果を以下の通り報告する。

1. 監査の方法概要

- (1) 会計監査について、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を監査した。
- (2) 業務監査について、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて事業報告書類の正確性を監査した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況及び財政状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 事業報告書を確認し、正しく示しているものと認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

平成18年4月17日

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

監 事

森 義昭 (印)

監 事

榊原 栄一 (印)

18年度 事業計画書

18年 4月 1日から 19年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会

1 事業実施の方針

広く一般市民に対し、腎臓病に関する正しい知識普及と予防を図るための事業、及び腎臓病患者の医療体制の充実と福祉の向上を図るための政策提言等の事業を行ない、もって市民の健康ならびに福祉向上に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者の 予 定 人 数	受益対象者の 範囲及び 予 定 人 数	支出見 込み額 (千円)
腎臓病に関する知識の普及と予防等を促進する事業	「臓器移植キャンペーン」 臓器提供意思表示カード 配布	10月	中央区銀座 台東区上野	100人	一般市民 15000人	2,248
	「腎臓病を考える都民の集い」を開催し、広く一般市民に腎臓病の早期発見・早期治療を啓蒙する	2月	豊島区	25人	一般市民 290人	630
	機関誌「東腎協」の発行	年4回	事務局	6人	一般市民 7500人	4,583
	ホームページの維持管理を行い、活動内容を紹介し、腎臓病の意識の啓蒙を図る	通 年	事務局	6人	一般市民 不特定多数	253
	広く一般市民に腎臓病に関する正しい知識の普及と予防を促進するため、対話のできる学習交流会を開催する	年10回	都 内	10人	一般市民 300人	1,866
腎臓病患者の自立を支援するための相談事業	広く一般市民の腎臓病に関する医療・社会保障制度の相談業務	通 年	事務局	6人	一般市民 不特定多数	718
腎臓病患者の医療体制の充実と福祉の向上を図る事業	「都庁予算要望懇談会」 都庁各局職員との懇談	6月	都庁会議室	10人	一般市民 不特定多数	50
	「都議会ヒヤリング」 都議会議員との懇談	10月	都議会議員会館会議室	10人	一般市民 不特定多数	50
関連する他団体との協同事業	「国会請願」 全腎協と腎疾患対策の早期確立をめざす	3月	衆議院・参議院議員会館	10人	一般市民 不特定多数	1,000

事業名	事業内容	実施 日 時	実 施 場 所	従事者 の予定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予 定 人 数	支出見 込み額 (千円)
関連する他 団体との協 同事業	全腎協、東難連に協力及び 協力金を出し、不特定多数 の方々に腎臓病について広 く啓蒙活動を行う。	随 時	都 内	10人	一般市民 不特定多数	11,843
福祉移送相 談・推進事 業	NPOを取得し、通院福祉 移送を行なおうとする団体 の相談及び全腎協助成金申 請の推薦	随 時	事務局	5人	一般市民 500人	60
	低たんぱく米の広報・幹 旋、災害時備蓄米幹旋	随 時	事務局	3人	一般市民 100人	360
腎臓病患者 の食事療法 に資する事 業	NPO米ニケーションと協 力し、小学校社会科の授業 の一環である「低たんぱく 米」収穫までの補助及び教 員とともに食育指導を行う	年2回	都 内	3人	都内小学校生 徒及び教員	28

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実 施 日 時	実 施 場 所	従事者 の予定 人 数	支出見 込み額 (千円)
広告掲載事業	年4回の機関誌上広告掲載	年4回	事務局	5人	163

平成18年度特定非営利活動に係わる会計収支予算書

18年 4月1日 から 19年 3月31日まで

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

(単位:円)

科 目		金 額	
Ⅰ 収入の部			
1	会費・入金会収入 会費収入 賛助会費収入	36,180,000 150,000	36,330,000
2	事業収入	0	0
3	寄付金収入 一般寄付金	3,430,000	3,430,000
4	その他収入 利息収入	200,000 2,000	202,000
5	その他の事業会計からの繰入	1,512,000	1,512,000
当期収入合計			41,474,000
収 入 合 計 (A)			41,474,000
Ⅱ 支出の部			
1	事業費 (1)腎臓病に関する知識の普及と予防等を促進する事業 (2)腎臓病患者の自立を支援するための事業 (3)腎臓病患者の医療体制の充実と福祉の向上を図る事業 (4)関連する他団体との協同事業 (5)福祉移送相談・推進事業 (6)腎臓病患者の食事療法に資する事業	9,580,700 718,000 100,000 12,843,000 60,000 388,000	23,689,700
2	管理費 給料手当 退職積立金 保険料 事務局家賃 什器備品費 光熱水費 消耗品費 通信運搬費 印刷費 總會費 会議費 租税公課	8,897,500 403,000 168,354 4,137,588 580,000 340,000 720,000 950,000 700,000 500,000 820,000 100,000	18,316,442
3	予備費 予備費	600,000	600,000
当期支出合計 (B)			42,606,142
当期収支差額 (A-B)			-1,132,142
前期繰越収支差額 (C)			16,874,740
次期繰越収支差額 (A-B+C)			15,742,598

18年度 その他の事業会計収支予算書

18年4月1日から 19年 3月 31日まで

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会

(単位:円)

科 目	金	額
I 収入の部		
1 事業収入 機関誌広告収入	1,675,000	1,675,000
当期収入合計		1,675,000
収 入 合 計		1,675,000
II 支出の部		
1 事業費 機関誌発行事業	163,000	163,000
2 管理費	0	0
3 特定非営利活動にかかる事業会計へ繰り出し金	1,512,000	1,512,000
当期支出合計		163,000
当期収支差額		1,512,000
次期繰越収支差額		0

2006年度理事名簿

平成18. 4. 13現在

No.	役職名	氏 名	会 名
1	会 長	榊原 靖夫	高中腎友会
2	副会長	木下 久吉	笹塚愛生クリニック友の会
3	副会長	戸倉 振一	森山病院友の会
4	副会長	藤原 実	嬉泉病院ニレ友の会
5	事務局長	小関 盛通	柳原健腎会
6	事務局次長	木村 妙子	上野しのばず会
7	会 計	井上 寧枝	吉祥寺あさひ腎友会
8	理 事	石井 虎二	新小岩クリニック友の会
9	理 事	石山久美子	久野クリニック腎友会
10	理 事	押山 大作	にこたま会
11	理 事	小野 協子	東海病院ひまわり会
12	理 事	菊地 貞夫	優人クリニック患者会
13	理 事	黒田 文夫	板中腎友会
14	理 事	久保 正業	松和患者会新宿南口支部
15	理 事	小林 敬	町屋駅前クリニック腎友会
16	理 事	澤田 載子	代々木病院腎友会
17	理 事	田中 助成	聖路加ニレ会
18	理 事	蛭田 範博	新小岩クリニック友の会
19	理 事	古木 直之	鶴田クリニック友の会
20	理 事	吉澤 正雄	新橋青木クリニック腎友会
21	理 事	吉田 芳子	南大沢パオレ腎友会
22	理 事	須賀 春美	虎の門高津会本院支部
23	監 事	篠原 栄一	中野クリニック腎友会
24	監 事	森 義昭	虎の門高津会本院支部
25	相談役	一ノ清 明	虎の門高津会分院支部
26	相談役	糸賀 久夫	松和患者会新宿南口支部

2006年度正会員名簿

平成18. 4. 5現在

No.	役職名	氏 名	会 名
1	正会員	萩野 和弘	愛和腎友会
2	正会員	高橋 初子	青葉病院腎友会
3	正会員	島貫 克利	赤羽中央病院腎センター腎友会
4	正会員	宮本 保	昭島腎クリニックひまわり会
5	正会員	金井 仁	秋葉原腎クリニック腎友会
6	正会員	及川 一俊	あけぼの友の会
7	正会員	稲見 計彦	あけぼのクリニック友の会
8	正会員	上垣 保朗	阿佐谷すずき腎友会
9	正会員	西村 竹俊	小豆沢病院透析友の会
10	正会員	浅見 正治	安信会
11	正会員	安形 晃一	飯田橋クリニック腎友会
12	正会員	渡辺 峰男	井口腎友会
13	正会員	戸嶋 美知夫	井口腎友会
14	正会員	小野寺守正	板中腎友会
15	正会員	岡部 軍治	稲城市立病院腎友会
16	正会員	沖田 恵次	今尾医院腎友会
17	正会員	杉浦 健祐	入谷クリニック腎友会
18	正会員	佐藤 歳夫	御徒町腎クリニック友の会
19	正会員	吉岡 ひろみ	上野しのばず会
20	正会員	中嶋 仁司	大島腎友会
21	正会員	蒲原 栄子	大森東クリニック腎友会
22	正会員	大山腎友会	大山腎友会
23	正会員	矢浪 流	小笠原クリニック友の会
24	正会員	宮本 弘之	織本病院腎友会
25	正会員	荒巻 好美	菊川橋クリニック腎友会
26	正会員	坂本日出夫	嬉泉病院ニーレ友の会
27	正会員	吉田 悦男	北多摩病院腎友会
28	正会員	木村 せい	北病院腎友会
29	正会員	峯岸 君子	吉祥寺あさひ腎友会
30	正会員	渋谷 重雄	境南クリニック患者会
31	正会員	北川 ひろみ	貴友会王子病院友の会
32	正会員	伊藤 保雄	杏林腎友会
33	正会員	松崎 正義	くにたち桜会
34	正会員	高橋 国一	桑の実会
35	正会員	森田 京子	小池内科患者会小池会
36	正会員	金井 信憲	江東橋腎友会
37	正会員	中島 常治	国分寺こやま腎友会
38	正会員	藤山 久光	国分寺南口クリニック親光会
39	正会員	中村 治兵衛	東京健生病院サポテン会
40	正会員	本木 和明	幸町腎クリニック腎友会
41	正会員	相馬 久仁子	笹塚愛生クリニック友の会
42	正会員	細野 春江	三軒茶屋病院腎友会
43	正会員	菊地 典子	三軒茶屋病院腎友会

44	正会員	神保 和雄	十条腎和会
45	正会員	永森 美智子	松和患者会新宿南口支部
46	正会員	田中 克人	松和患者会西新宿支部
47	正会員	黒川 英彦	松和患者会かじえ支部
48	正会員	安部 克明	新小岩クリニック友の会
49	正会員	清水 国衛	新宿水明クリニック腎友会
50	正会員	加藤 明	IMS総合病院友の会
51	正会員	浅野 高良	新橋青木クリニック腎友会
52	正会員	関口 礼子	腎研友の会
53	正会員	高橋 繁太郎	腎研友の会
54	正会員	高山 衛士	NPO腎臓病連絡協議会 すずらの会
55	正会員	橋本 修一	すながわ相互診療所患者会いずみ
56	正会員	田中 美由紀	聖蹟さくら会
57	正会員	柳下 征弘	聖蹟さくら会
58	正会員	田中 新一	聖路加ニーレ会
59	正会員	柳澤 政義	成和腎クリニック友の会
60	正会員	中島 信夫	高尾もみじ会
61	正会員	三河 勝実	高中腎友会
62	正会員	隅田 一巳	高松病院患者会
63	正会員	腎友会	竹口病院腎友会
64	正会員	中村 文子	立川北口駅前腎友会
65	正会員	清水 順三	立川相互診療所希望会
66	正会員	徳永 功	立川相互診療所希望会
67	正会員	河内 亜登務	立花クリニック友の会
68	正会員	石井 元浩	調布病院腎友会
69	正会員	渡邊 靖	調布東山クリニック腎友会
70	正会員	岩橋 勝子	鶴田クリニック友の会
71	正会員	猪狩 奈美枝	帝京大学病院腎友会
72	正会員	鈴木 正次	清湘会記念病院
73	正会員	鈴木 達也	東京綾瀬腎クリニック腎友会
74	正会員	会沢 常謙	東京共済病院腎友会
75	正会員	岩崎 誠	東和病院腎友会
76	正会員	安立 勇	虎ノ門・高津会本院支部
77	正会員	高崎 豊彦	虎の門・高津会分院支部
78	正会員	村井 靖治	中野クリニック腎友会
79	正会員	下山田 守	長久保クリニック腎友会
80	正会員	降旗 雄二	永山腎友会
81	正会員	高橋 春児	にこたま会
82	正会員	関森 一雄	西池21友の会
83	正会員	小野崎 勝	練馬・桜台クリニック患者会
84	正会員	加藤 定男	練馬・桜台クリニック患者会
85	正会員	遠藤 洋一	羽村相互診療所たんぼぼの会
86	正会員	清水 泰一	東高円寺フェニックス会
87	正会員	小川 正人	聖橋クリニック腎友会
88	正会員	鈴木 僕介	聖橋クリニック腎友会
89	正会員	相馬 きみ代	深川橋クリニック腎友会

90	正会員	尾崎 治行	府中けやき会
91	正会員	平塚 良夫	豊生会
92	正会員	矢沢 輝之	望星田無友の会
93	正会員	片平 喜代子	町田慶泉病院腎友会
94	正会員	古川 富男	町屋駅前クリニック友の会
95	正会員	すみれ会	松村クリニックすみれ会
96	正会員	藤田 亮一	みさと健腎会
97	正会員	多田 可子	瑞江腎クリニック腎友会
98	正会員	瀬賀 康平	三鷹北口クリニック腎友会
99	正会員	野崎 順子	南大沢バオレ腎友会
100	正会員	大野 幸子	南千住病院河童会
101	正会員	小堀 明人	南多摩病院のばら会
102	正会員	二瓶 眞	武蔵境駅前クリニック腎友会
103	正会員	堀 豊	村上医院ひまわり会
104	正会員	池谷 匠	めじろ会西澤クリニックめじろ会
105	正会員	岸里 悟	森山友の会
106	正会員	清辺 是諒	谷中三和クリニック腎友会
107	正会員	田口 一郎	柳原健腎会
108	正会員	池崎 一彦	山田クリニック腎友会
109	正会員	北爪 勇	湯島腎友会
110	正会員	麓 卓治	優人クリニック患者会
111	正会員	今 貞雄	代々木病院腎友会
112	正会員	大畑 ハナ	新小岩クリニック船堀
113	正会員	菅原 八重	代々木病院腎友会(桃井診療所)
114	正会員	永井 康太郎	代々木病院腎友会(中野共立診療所)
115	正会員	稲垣 正	東海病院ひまわり会高野支部
116	正会員	拝崎 美智子	青梅市立病院
117	正会員	酒詰 孝子	金町中央病院
118	正会員	磯崎 英世	中央サマリア病院
119	正会員	久保田 由美子	東葛クリニック小岩
120	正会員	渡辺 眞一	西クリニック
121	正会員	島田 孝司	東村山診療所
122	正会員	北川 有利子	豊田クリニックゆりの会
123	正会員	池野茂久太	個人
124	正会員	佐々木浩司	個人
125	正会員	永井 聡	個人
126	正会員	橋本 良司	個人
127	正会員	松沢 博	個人
128	正会員	菱沼 武志	個人
129	正会員	深瀬 祥子	個人
130	正会員	古田 博重	個人
131	正会員	山田 章	個人

